

(別記様式第1号)

計画策定年度	令和元年度
計画主体	御船町・山都町

御船・山都鳥獣被害広域防止計画

<代表町及び連絡先>

担当部署名 御船町農業振興課
所在地 熊本県上益城郡御船町御船995-1
電話番号 096-282-1607
FAX番号 096-282-2803
メールアドレス norinkikaku@town.mifune.lg.jp

担当部署名 山都町農林振興課
所在地 熊本県上益城郡山都町浜町6番地
電話番号 0967-72-1136
FAX番号 0967-72-1080
メールアドレス norin@town.kumamoto-yamato.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）・ニホンジカ・ニホンザル
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	御船町・山都町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

3 イノシシ（イノブタ含む）は以下「イノシシ」という。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止に関する基本的な方針

(1) 対象地域における被害の状況（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の状況	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	11.24ha 6,082 千円
	タケノコ	0.57ha 422 千円
	栗	4.12ha 2,101 千円
ニホンジカ	スギ・ヒノキ	10.64ha 3,798 千円（推計値）
	水稲	3.09ha 1,877 千円
	タケノコ	0.36ha 262 千円
	栗	2.55ha 1,301 千円
合 計		32.57ha 15,843 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(参考) 町別の被害状況

鳥獣の種類	被害の状況【御船町】	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	6.24ha 3,052 千円
ニホンジカ	スギ・ヒノキ	8.00ha 2,600 千円（推定値）

鳥獣の種類	被害の状況【山都町】	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	5.00ha 3,030 千円
	タケノコ	0.57ha 422 千円
	栗	4.12ha 2,101 千円
ニホンジカ	水稲	3.09ha 1,877 千円

	タケノコ	0.36ha	262 千円
	栗	2.55ha	1,301 千円
	スギ・ヒノキ	2.64ha	1,198 千円 (推定値)

(2) 被害の傾向

両町とも周囲を山に囲まれた典型的な中山間地域であり、総面積 64,383ha のうち農林地率が 86%を占めており、従来から鳥獣による農林産物への被害に悩まされてきたが、近年においては、イノシシ・ニホンジカ等の生息頭数が増加傾向にあり、被害も増加している状況にある。

その被害は深刻で、鳥獣被害対策にかかる費用負担や労力負担が農林家に重くのしかかり、生産意欲の減退が広がっていることから、町としても電気牧柵への補助や有害鳥獣捕獲隊による捕獲を実施しているところである。

ア 【イノシシ】

全域に生息しており、水稻、タケノコ、栗などの農作物被害や水田や果樹園などを荒らすなど、その被害は年々増加傾向にあり、最も被害が深刻である。

イ 【ニホンジカ】

主に山林に生息し、最近その生息密度が増加傾向で、樹木の剥皮被害が見られるようになるなど、今後の森林被害の拡大が懸念される。

特に山都町では、個体数が大幅に増加していると予想されており、人里の近辺やこれまで被害がほとんどなかった地区にも被害が拡大している。

ウ 【ニホンザル】

御船町内の水越地区では30～40頭の群れで出没するようになっており、野菜類への被害が発生し始めた。

また山都町下矢部東部地区（御船・美里からの2群、100頭規模）及び柳地区でも群れでの出没が確認されており、今後の被害拡大が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)	軽減率
イノシシ被害額	8,605 千円	7,745 千円	10%
ニホンジカ被害額	7,238 千円	6,840 千円	5%
ニホンザル被害額	0 千円	0 千円	
イノシシ被害面積	15.93 ha	14.7 ha	8%
ニホンジカ被害面積	16.64 ha	15.2 ha	8%

ニホンザル被害面積	0 h a	0 h a	
被害額(合計)	15,843千円	14,585千円	8%
被害面積(合計)	32.57 h a	29.2 h a	10%

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状地及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(参考) 町別の被害軽減目標

【御船町】

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)	軽減率
イノシシ被害額	3,052千円	2,746千円	10%
ニホンジカ被害額	2,600千円	2,340千円	10%
ニホンザル被害額	0千円	0千円	
イノシシ被害面積	6.24 h a	5.62 h a	10%
ニホンジカ被害面積	8.00 h a	7.2 h a	10%
ニホンザル被害面積	0 h a	0 h a	

【山都町】

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)	軽減率
イノシシ被害額	5,553千円	5,000千円	9%
ニホンジカ被害額	4,638千円	4,500千円	2%
ニホンザル被害額	0千円	0千円	
イノシシ被害面積	9.69 h a	9.00 h a	7%
ニホンジカ被害面積	8.64 h a	8.00 h a	7%
ニホンザル被害面積	0 h a	0 h a	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	① イノシシ・ニホンジカ有害鳥獣捕獲隊（御船町：3班、山都町：57班）を結成し、捕獲等に対して補助金を助成している。 また、鳥獣捕獲用箱わなの整備（御船町：28台、山都町：168	① 現在の捕獲体制は以下のとおりだが、高齢化が進んでいることから担い手の育成が急務である。ここ数年、農業者のわな免許取得者は増加傾向にあるが、銃猟の新規取得者が少ないため、猟銃による駆

	<p>台) を行い、有害捕獲隊へ貸与している。</p> <p>捕獲鳥獣は、捕獲者によって適正に解体・埋設されている</p> <p>有害鳥獣捕獲は、猟期を除くほぼ通年において実施している。</p> <p>実施箇所については、町が住民等からの被害報告を受けて捕獲隊の班長へ連絡し被害箇所付近での捕獲活動を実施している。</p> <p>② ニホンザル 追い払いの実施 威銃による追い払いを実施している。</p>	<p>除に限界が生じてくると思われる。</p> <p>【御船町】 銃器班： 23名／ 3班 わな班： 8名／ 3班</p> <p>【山都町】 銃器班： 94名／ 18班 わな班： 247名／ 39班</p> <p>② ニホンザルが集団で出沒した場合、追い払いに人手がかかり、有害鳥獣捕獲隊のみならず、地域住民の協力が必要である。</p>
<p>防護柵の設置に関する取組</p>	<p>御船町1戸以上、山都町1戸以上の受益者がある農林地への侵入防止柵設置費用を一部（御船町50%、山都町50%）助成しており、鳥獣被害防止対策に努めている。</p> <p>例年の受益面積は、御船町3.5ha程度、山都町150ha程度である。</p> <p>また、両町とも鳥獣被害防止総合対策事業を活用し侵入防止柵設置に取り組んでいる。</p> <p>森林対策として、山都町では、シカネットや剥皮被害防止資材の普及を図り、幼齢林食害や壮齢林剥皮被害防止対策を行っている。</p>	<p>現在個別の農地に対して侵入防止柵の設置は進んできているものの、抜本的な被害対策となっていないのが現状である。このため、鳥獣の誘引物の除去や侵入路の草刈り、侵入防止柵の管理等を含めた総合的な対策を地域ぐるみで実施する必要がある。</p> <p>併せて集落単位で集落点検等を行いながら、効率的及び効果的な、規模の大きい侵入防止柵の設置を検討する必要がある。</p> <p>森林の防護対策については、対象が広範囲になることに加え、設置や管理面でのコストや労力が大きくなることから、各種補助事業などを有効的に活用することで、コストの低減を図り、一体的な整備を推進することが必要である。</p> <p>また、間接的な被害対策として森林整備技術を地権者及び林業事業者等関係者と検討し活用する。</p> <p>1) 成長が早いマルチキャビティ苗の導入（下刈の省力化・食害の軽減） 2) 防止柵以外の被害防止対策の導入（間伐時伐倒木の枝や梢を利用した剥皮被害防止技術の活用）</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記

入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

両町鳥獣被害防止対策協議会を中心に被害防止対策の研究・普及啓発を積極的に推進するとともに、捕獲の担い手育成及び自己防衛のための施策を総合的に実施する。

具体的には、個体数調整のために、有害鳥獣捕獲隊員の担い手不足解消の対策として、わな狩猟免許試験講習会や免許取得費用の助成等を実施し、新規免許取得者を増加させる。また、捕獲強化のための箱わな等の整備を進めるとともに、鳥獣捕獲に関する講習会や現地研修会を開催し、捕獲技術の向上を図っていく。

さらに、近隣町と連絡調整を図り、相互に連携した地域全体の取組み等を検討して行く。

被害防止対策としては、国・県等の補助事業を活用し被害防護施設設置を推進するとともに、農業者、関係機関と集落点検等を実施し、効果的な防護柵の設置について検討をしていく。防止柵については、シカ被害の増加が著しいので、イノシシ・ニホンジカ兼用の柵の設置を推進する。ニホンザルについては、出没情報の収集に努め追い払い・モンキーDOG（追い払い犬）等の対策を迅速に講じる。

(注) 被害の状況、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会の会員の中から町有害鳥獣捕獲隊（【御船町】23名／3隊、【山都町】341名／57隊）を結成している。住民からの被害通報を受けて、町鳥獣被害対策実施隊員より、各隊の班長に有害鳥獣捕獲を指示し、各班長が班員に連絡し合同で捕獲を実施している。今後は広域（2町）での連携による捕獲に取り組む。

既存の有害鳥獣捕獲隊への助成とともに、捕獲担い手育成のため、新規わな免許取得予定者への免許取得費用の助成を引き続き実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の氏名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容【御船町】
----	------	-----------

2	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	ソフト事業 イノシシ用箱わな 6 台購入 有害鳥獣捕獲班会議・研修 追い払いのための弾（電動ガン）購入 新規わな免許取得予定者への免許取得費用の助成
3	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	ソフト事業 イノシシ用箱わな 6 台購入 有害鳥獣捕獲班会議・研修 追い払いのための弾（電動ガン）購入 新規わな免許取得予定者への免許取得費用の助成
4	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	ソフト事業 イノシシ用箱わな 6 台購入 有害鳥獣捕獲班会議・研修 追い払いのための弾（電動ガン）購入 新規わな免許取得予定者への免許取得費用の助成

年度	対象鳥獣	取組内容【山都町】
2	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	ソフト事業 イノシシ用箱わな 15 台購入 有害鳥獣捕獲班会議・研修、新規狩猟免許取得 予定者への免許取得費用の助成（担い手育成）
3	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	ソフト事業 イノシシ用箱わな 15 台購入 有害鳥獣捕獲班会議・研修、新規狩猟免許取得 予定者への免許取得費用の助成（担い手育成）
4	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	ソフト事業 イノシシ用箱わな 15 台購入 有害鳥獣捕獲班会議・研修、新規狩猟免許取得 予定者への免許取得費用の助成（担い手育成）

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

熊本県が策定している鳥獣保護管理計画及び特定鳥獣管理計画、野生サル対策方針との整合性を図りながら適正な捕獲数を確保する。

イノシシについては、捕獲への取り組み（免許取得費用助成など）により、有害捕獲頭数は増えたが、被害対象地域の拡大等、依然として被害の軽減につながっていないことから、実績も踏まえ捕獲計画数を設定した。

ニホンジカについては、熊本県が策定する特定鳥獣管理計画及び町有害鳥獣捕獲隊の現状を踏まえ、捕獲頭数を設定した。

ニホンザルについては、威銃による追い払いを基本とするが、有害捕獲・モンキードッグ（追い払い犬）についても、県及び近隣町村と協議し実施していきたい。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲実績数等		
	平成29年度	平成30年度	令和1年度
イノシシ (有害鳥獣捕獲分)	3,784頭	3,780頭	4,400頭
御船町	231頭	257頭	400頭
山都町	3,553頭	3,523頭	4,000頭
ニホンジカ (有害鳥獣捕獲分)	1,694頭	2,214頭	4,043頭
御船町	7頭	32頭	43頭
山都町	1,687頭	2,182頭	4,000頭
ニホンザル	4頭	1頭	20頭
御船町	0頭	0頭	10頭
山都町	4頭	1頭	10頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ (有害鳥獣捕獲分)	4,400頭	4,400頭	4,400頭
御船町	400頭	400頭	400頭
山都町	4,000頭	4,000頭	4,000頭
ニホンジカ (有害鳥獣捕獲分)	4,043頭	4,043頭	4,043頭
御船町	43頭	43頭	43頭
山都町	4,000頭	4,000頭	4,000頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
御船町	10頭	10頭	10頭
山都町	10頭	10頭	10頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>従来どおりの銃器・箱わなにより、通年捕獲を実施する。</p> <p>引き続き捕獲効率が良い箱わなを町鳥獣被害防止対策協議会で整備し、有害鳥獣捕獲隊（わな班）に貸与し、箱わなによる捕獲を推進する。</p> <p>また、有害捕獲隊（銃班）との協議を行い、くくりわなの導入についても検討を行う。</p> <p>猟友会を交えた有害鳥獣捕獲隊の班長会議を行い、捕獲集団、時期、場所等の検討を随時行う。</p> <p>また、効率的な捕獲を行うために各班合同での捕獲期間を定め一斉捕獲を実施し、近隣町村との合同捕獲についても振興局を交えて協議する。</p> <p>捕獲にあたっては鳥獣保護事業計画等との整合性を図るとともに、錯誤捕獲や事故発生がないよう適切な捕獲を行う。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定期間、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>捕獲個体への接近が難しい若しくは2～3頭の多頭捕獲が期待できる、谷越しとなるような山稜部等で捕獲を実施する場合、長射程の命中精度が高いライフル銃が捕獲効率を高めることが期待できる。</p> <p>通常、散弾銃で行い、山間部や谷越し等の場合、対象地への安全確認を徹底して、捕獲許可期間中に実施する。</p>

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
御船町・山都町	ニホンジカ、ニホンザル

- 注) 1 都道府県知事から市町村に対する有害鳥獣捕獲等の権限委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容【御船町】		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ (農産物被害対策)	ハード事業 電気柵設置 3.5ha 侵入防止柵設置(金網柵×1,000m) (町単独事業) 侵入防止柵設置(電気柵×500m+金網柵×1,500m)(鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)	ハード事業 電気柵設置 3.5ha 侵入防止柵設置(金網柵×1,000m) (町単独事業) 侵入防止柵設置(電気柵×500m+金網柵×1,500m)(鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)	ハード事業 電気柵設置 3.5ha 侵入防止柵設置(金網柵×1,000m) (町単独事業) 侵入防止柵設置(電気柵×500m+金網柵×1,500m)(鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)
ニホンジカ (農作物被害対策)	ハード事業 電気柵設置 3.5ha 侵入防止柵設置(金網柵×1,000m) (町単独事業) 侵入防止柵設置(電気柵×500m+金網柵×1,500m)(鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)	ハード事業 電気柵設置 3.5ha 侵入防止柵設置(金網柵×1,000m) (町単独事業) 侵入防止柵設置(電気柵×500m+金網柵×1,500m)(鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)	ハード事業 電気柵設置 3.5ha 侵入防止柵設置(金網柵×1,000m) (町単独事業) 侵入防止柵設置(電気柵×500m+金網柵×1,500m)(鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)
ニホンザル (農産物被害対策)	ハード事業 電気柵設置 3.5ha 侵入防止柵設置(金網柵・電気柵×1,000m) (町単独事業) 侵入防止柵設置(電気柵×500m+金網柵×1,500m)(鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)	ハード事業 電気柵設置 3.5ha 侵入防止柵設置(金網柵・電気柵×1,000m) (町単独事業) 侵入防止柵設置(電気柵×500m+金網柵×1,500m)(鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)	ハード事業 電気柵設置 3.5ha 侵入防止柵設置(金網柵・電気柵×1,000m) (町単独事業) 侵入防止柵設置(電気柵×500m+金網柵×1,500m)(鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)

対象鳥獣	整備内容【山都町】		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ (農産物被害対策)	ハード事業 電気牧柵設置 15ha (町単独事業) 侵入防止柵設置(金網柵×3,000m) (鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)	ハード事業 電気牧柵設置 15ha (町単独事業) 侵入防止柵設置(金網柵×3,000m) (鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)	ハード事業 電気牧柵設置 15ha (町単独事業) 侵入防止柵設置(金網柵×3,000m) (鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)
ニホンジカ (農林産物被害対策)	ハード事業 シカ被害防止ネットの設置 1.5ha (シカ等森林被害防止対策事業)	ハード事業 シカ被害防止ネットの設置 1.5ha (シカ等森林被害防止対策事業)	ハード事業 シカ被害防止ネットの設置 1.5ha (シカ等森林被害防止対策事業)
イノシシ・ニホンジカ (農産物被害対策)	ハード事業 侵入防止柵設置(金網柵×1,000m) (鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)	ハード事業 侵入防止柵設置(金網柵×1,000m) (鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)	ハード事業 侵入防止柵設置(金網柵×1,000m) (鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)
ニホンザル (農産物被害対策)	ハード事業 侵入防止柵設置(金網柵・電気柵×1,000m) (鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)	ハード事業 侵入防止柵設置(金網柵・電気柵×1,000m) (鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)	ハード事業 侵入防止柵設置(金網柵・電気柵×1,000m) (鳥獣被害防止総合対策事業)(予定)

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	<p>有害鳥獣対策パンフレット制作・配布や住民説明会等を開催し、住民に対し被害防止対策の普及・啓発を行い、誘引物の除去を徹底する。</p> <p>電気牧柵の管理は、受益者に対し漏電を防ぐための草刈りをこまめに行い、イノシシ等の侵入経路である藪等の刈り払いを行うよう指導する。</p> <p>侵入防止柵の管理は、地域住民により見回りや草刈りを定期的に行うことにより、適正に管理するよう指導する。また、鳥獣被害防止対策協議会で管理確認を行う。</p>
3年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	<p>住民説明会等を開催し、住民に対し被害防止対策の普及・啓発を行い、誘引物の除去を徹底する。</p> <p>電気牧柵の管理は、受益者に対し漏電を防ぐための草刈りをこまめに行い、イノシシ等の侵入経路である藪等の刈り払いを行うよう指導する。</p> <p>侵入防止柵の管理は、地域住民により見回りや草刈りを定期的に行うことにより、適正に管理するよう指導する。また、鳥獣被害防止対策協議会で管理確認を行う。</p>
4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	<p>住民説明会等を開催し、住民に対し被害防止対策の普及・啓発を行い、誘引物の除去を徹底する。</p> <p>電気牧柵の管理は、受益者に対し漏電を防ぐための草刈りをこまめに行い、イノシシ等の侵入経路である藪等の刈り払いを行うよう指導する。</p> <p>侵入防止柵の管理は、地域住民により見回りや草刈りを定期的に行うことにより、適正に管理するよう指導する。また、鳥獣被害防止対策協議会で管理確認を行う。</p>

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

【御船町】

関係機関等の名称	役割
御船町農業振興課	関係機関への連絡、住民避難誘導 (場合により) 有害鳥獣捕獲許可
御船町総務課	情報収集、住民避難誘導

熊本県県央広域本部 上益城地域振興局農林部 林務課、農業普及・振興課	情報収集 (場合により) 有害鳥獣捕獲許可
御船警察署	住民避難誘導
熊本県猟友会御船支部	(場合により) 捕獲

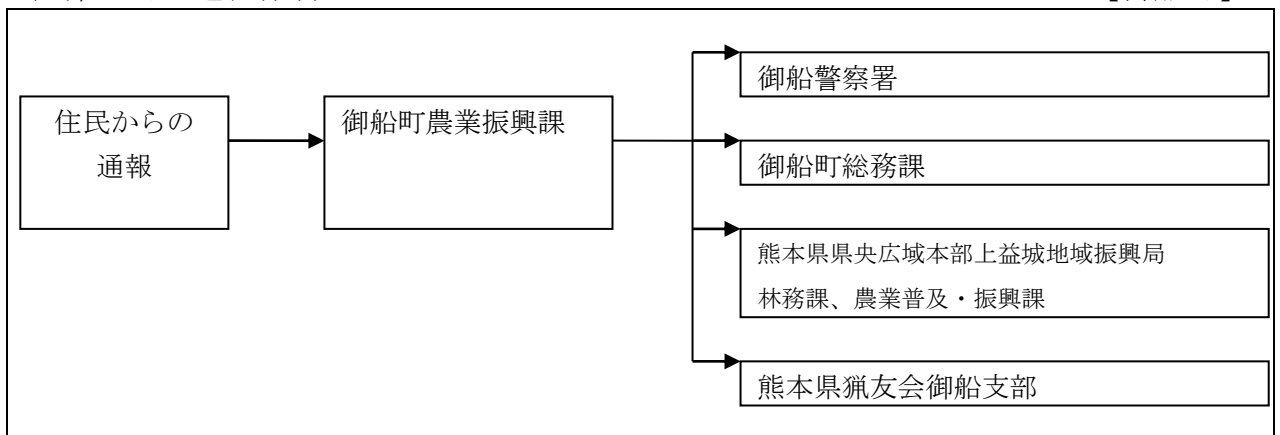
【山都町】

関係機関等の名称	役割
山都町農林振興課	関係機関への連絡、住民避難誘導 (場合により) 有害鳥獣捕獲許可
山都町総務課	情報収集、住民避難誘導
山都町企画政策課	防災無線による町民への周知
熊本県県央広域本部 上益城地域振興局農林部 林務課、農業普及・振興課	情報収集 (場合により) 有害鳥獣捕獲許可
山都警察署	住民避難誘導
熊本県猟友会矢部支部、 清和支部、蘇陽支部	(場合により) 捕獲

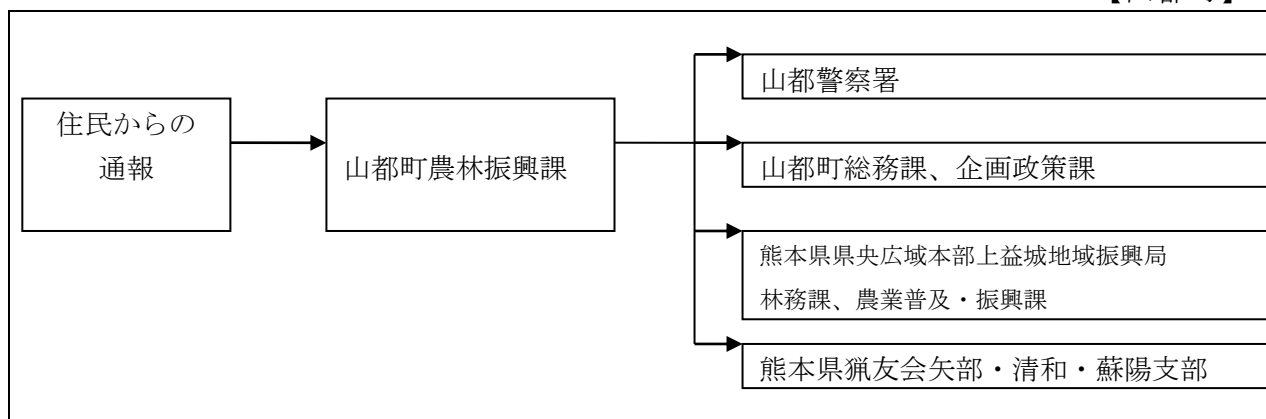
- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規定等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

【御船町】



【山都町】



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

【御船町】

被害防止対策協議会の名称	御船町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
御船町農業振興課	捕獲隊の担い手育成、広報、普及啓発、被害防除教育、事務局
上益城農業協同組合	被害調査、技術指導、営農指導
熊本県農業共済組合上益城支所	鳥獣被害調査、指導
緑川森林組合	被害調査、技術指導
熊本県猟友会御船支部	捕獲活動の実施
熊本県鳥獣保護管理員	野生鳥獣の保護

【山都町】

被害防止対策協議会の名称	山都町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
山都町農林振興課	捕獲隊の担い手育成、広報、普及啓発、被害防除教育、事務局
上益城農業協同組合	被害調査、技術指導、営農指導
阿蘇農業協同組合	被害調査、技術指導、営農指導
熊本県農業共済組合上益城支所	鳥獣被害調査、指導
緑川森林組合	被害調査、技術指導
阿蘇森林組合	被害調査、技術指導
熊本県猟友会矢部支部	捕獲活動の実施
熊本県猟友会清和支部	捕獲活動の実施
熊本県猟友会蘇陽支部	捕獲活動の実施
熊本県鳥獣保護管理員	野生鳥獣の保護

熊本森林管理署	国有林内の有害鳥獣関連の情報提供
---------	------------------

- (注) 1 関係機関と等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県県央広域本部上益城地域振興局 熊本森林管理署、農業普及・振興課、 林務課	広域連携の推進、技術指導、被害防除教育 国有林内の被害情報の提供等に関すること

- (注) 1 関係機関には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>御船町において法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を平成23年度に設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隊員は農業振興課職員を中心に役場職員10名程度を充てる。 ・ 任期は2年とし、再任を妨げない。 ・ 隊長は、農業振興課長の職にある者を充てる。 <p>山都町において法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を平成24年度に設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隊員は農林振興課、各支所農林建設水道係職員10名程度で組織する。 ・ 任期は2年とし、再任を妨げない。 ・ 隊長は、農林振興課長の職にある者を充てる。 <p>活動内容については、被害状況の把握や情報収集、野生鳥獣の出没時に迅速な対応を行うとともに、侵入防止柵の設置や維持管理に係る指導を行う。</p> <p>山都町では、平成26年度から従来の有害捕獲隊の銃班100名を鳥獣被害対策実施隊員として任命し、有害駆除の強化を図る。</p> <p>御船町では、今後、猟友会や有害駆除隊との協議を行い、民間隊員を含めた実施隊の設置を検討する。</p>
--

- (注) 1 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。
- 2 実施隊を設置していない場合は、設置に向けた検討状況や規模、構成等についての考え方等を記載する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>今後、最善の実施体制が構築できるよう両町鳥獣被害防止対策協議会等において検討を重ねる。</p> <p>また、捕獲従事者となる担い手の確保のために、熊本県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。</p>
--

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ・ニホンジカの処理は、ともに捕獲者において解体して埋設処理を行う。利活用について、御船町では食肉加工処理施設の建設を含め有効利用を今後検討する。また、山都町では平成29年に鳥獣処理加工施設を建設した。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲したイノシシ・シカ肉を地域資源とし、精肉の活用による地域活性化へつなぐことを目的に山都町有害鳥獣加工処理施設が平成29年7月に完成し、この施設において、最大一日5頭、年間800頭の処理を目標とする。販売先については、町内の道の駅及び飲食店をはじめ九州内、関西・関東の飲食店への販売を計画している。また、加工品については、ふる里納税の返礼品としている。施設の営業形態については指定管理者に運営を委託し、山都町有害鳥獣捕獲隊員が捕獲したイノシシ・シカを加工所に持ち込み処理する。

(注) 捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や、利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、流通・販売方針、推進体制等について記入する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣の被害状況を的確に把握し、被害防止対策事業の効果検証を行いながら、更なる被害防止施策を展開していく。また、鳥獣被害防止対策協議会と連携し、共同で情報交換会、現地研修会などを開催する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

